

第22期第1回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和3年4月15日（木） 13：30～14：40

II 場 所：福島県庁 本庁舎2階 第2特別委員会室
（福島市杉妻町2番16号）

III 次 第

- 1 開会
- 2 知事挨拶
- 3 委員紹介
- 4 仮議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議 事

（1）議案

議案第1号 会長、会長代理の互選について

議案第2号 福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置
について

議案第3号 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について

議案第4号 福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について

議案第5号 福島県資源管理方針の変更について（諮問）

議案第6号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

議案第7号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件（諮問）

議案第8号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問）

議案第9号 小型定置漁業の制限措置の内容を定める件（諮問）

（2）報告事項

ア 令和3年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について

イ 第34回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

7 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者及び欠席者

1 委 員

（1）出席者 12名

今泉 浩一 委員 狩野 一男 委員 今野 智光 委員

平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員 森田 政利 委員

山下 博行 委員 渡邊 登 委員 川邊 みどり 委員

久保木 幸子 委員 鈴木 哲二 委員 渡邊 千夏子 委員

(2) 欠席者 3名

吉田 康男 委員 宮下 朋子 委員 吉田 数博 委員

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
農林水産部長	小柴 宏幸
水産課長（併）海区事務局長	水野 拓治
水産課 主任主査	早乙女 忠弘
〃 主任主査	成田 薫
〃 技師	森口 隆大
水産事務所長	石田 敏則
水産事務所 主任主査	千代窪 孝志
水産海洋研究センター所長	齋藤 健
水産資源研究所長	山廻邊 昭文
海区事務局 主幹（総務担当）	菊田 嘉重
〃 主幹（業務担当）	根本 芳春
〃 副主査	宗形 莉苗
〃 副主査	川本 和宏
〃 主事	小柳 孝光
〃 主事	千野 力
〃 専門員	坂本 純一

1 開会 (13:30～)

司 会 (菊田主幹)	本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます水産課の菊田と申します。 それでは、ただ今より第22期第1回福島海区漁業調整委員会を開催いたします。 なお、本日の委員会ではありますが、漁業法施行令第25条に基づき、会長及び職務代理者がともに互選されていないため、知事が招集するものでございます。 本日の委員の出席状況ではありますが、委員15名のうち12名の方の御出席をいただいておりますので、過半数の出席を条件とする漁業法第145条第1項の規定を満たしており、会議が成立しておりますことを御報告いたします。
---------------	---

2 知事挨拶

司 会	それでは、開会にあたりまして知事よりごあいさつを申し上げます。
小柴部長 【代読】	本日、知事でございますが、公務都合のため出席ができませんので、私、知事から挨拶を預かっておりますので、代読をさせていただきます。 第22期第1回福島海区漁業調整委員会が開催されるに当たり、御挨拶を申し上げます。 このたび、第22期委員に就任いただきました皆様には、今後4年間にわたり、漁場計画の作成や漁業権の免許審査など、本県漁業の適切な管理にお力添えを賜りますよう、よろしく願いいたします。 また、委員の皆様には、日頃より、それぞれのお立場から、本県水産業の振興と県勢発展のために多大な御尽力をいただいております、深く感謝を申し上げます。 さて、震災から10年が経過し、沿岸漁業においては、魚介類の出荷制限が全て解除され、昨年の試験操業による漁獲量が震災前の17.5%まで回復するなど、本県水産業の復興に向けた歩みが進んでおります。 このような中、国は、ALPS処理水の海洋放出を決定し、今般の処分方針に対する更なる風評や、本格操業に向けた取組への影響を懸念する声を踏まえ、本日、国に対し、県の意見を伝えることとしております。 県といたしましては、引き続き、風評対策や県産水産物のブランド力の強化等にしっかり取り組み、操業拡大を推進することにより、本県水産業の復興を図ってまいります。 委員の皆様におかれましては、豊かな御経験と優れた御見識により、適切かつ公平な調整に努めていただくとともに、漁業者の

	皆様が着実に操業拡大を進め、消費者の皆さんに安全で安心な水産物を安定的に供給していけるよう、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。 結びに、委員の皆様のますますの御活躍と御健勝を祈念申し上げます、挨拶といたします。
--	--

3 委員紹介

司 会	本日は、第22期第1回目の委員会でございますので、ここで委員の皆様方を本日お配りした委員名簿により御紹介申し上げます。 はじめに、漁業者委員の皆様を御紹介いたします。 今泉 浩一委員です。 狩野 一男委員です。 今野 智光委員です。 平 仁一委員です。 永瀬 哲浩委員です。 森田 政利委員です。 山下 博行委員です。 次に、本日御欠席されておりますが、吉田 康男委員です。 次に、渡邊 登委員です。 次に、学識経験者の皆様を御紹介いたします。 川邊 みどり委員です。 久保木 幸子委員です。 鈴木 哲二委員です。 渡邊 千夏子委員です。 続きまして、中立委員の皆様ですが、本日御欠席となっておりますので、お名前のみ御紹介いたします。 宮下 朋子委員です。 吉田 数博委員です。 続きまして、知事部局と海区漁業調整委員会事務局の職員を紹介いたします。 小柴 宏幸農林水産部長です。 水野 拓治水産課長です。 なお、水野水産課長は、海区漁業調整委員会事務局長でございます。 総務担当主幹の私、菊田 嘉重でございます。 根本 芳春海区漁業調整委員会事務局業務担当主幹です。 議事に入る前に、各委員の席順についてお諮りいたします。ただ今の席順は、便宜上、議長席より漁業者、学識経験者、中立委員の順で五十音順に配置したものでございます。本日を含め、今後の委員会の席順についてお諮りしますが、これから互選されま
-----	--

	す会長の席は議長席に、会長代理の席を漁業者の上、すなわち、議長席からみて左側の最前列に置き、それ以外は現在の順番でよろしいでしょうか。
各委員	異議なし
司 会	異議なしとの御意見でありますので、席順につきましては、任期中、本日、欠席されている吉田康男委員、宮下委員、吉田数博委員の席を加え、会長代理の席を議長席からみて左側の最前列に置き、それ以外は現在の順番のとおりとさせていただきます。 ここで、小柴農林水産部長は、公務のため退席させていただきます。

4 仮議長の選出

司 会	これより議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項により会長が務めることとなっておりますが、会長はまだ選任されておられません。 従いまして、会長が選出されるまでの間、水野水産課長を仮議長として議事を進めたいと存じますが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし
司 会	ありがとうございます。 それでは、水野課長に仮議長をお願いいたします。
仮議長	議長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

5 議事録署名人の選出

仮議長	議事に先立ちまして、議事録署名人についてお諮りをいたします。仮議長から指名してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
仮議長	今泉委員と狩野委員にお願いをいたします。
両委員	(「はい」)

6 議事

(1) 議案

議案第1号 会長、会長代理の互選について

仮議長	それでは、議事に入ります。 まず、「議案第1号 会長、会長代理の互選について」を議題といたします。 漁業法第137条第2項に基づき、海区漁業調整委員会に会長を置き、委員が会長を互選することとなっております。また、同法施行令第3条第2項の規定に基づき、あらかじめ委員が互選した者が会長の職務を代理することとなっております。 このため、会長及び会長代理の互選の方法についてお諮りをしたいと思います。これまでの慣例ですと5名の選考委員をこの場
-----	--

	で選びまして、会長及び会長代理の推薦を行っていただくということにしておりましたが、皆様から御意見を賜りたいと思います。
山下委員	これまでどおり、選考委員を選んで推薦する方法でよいと思います。
仮議長	山下委員から、これまでどおり、選考委員を選んで推薦する方法でよいかと発言がありましたが、皆さんよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
仮議長	それでは、5名の選考委員で推薦していただき、その後、本日御出席の委員の皆様の了承により決定をいたします。 選考委員の指名については、いかがいたしましょうか。
山下委員	仮議長一任でよいと思います。
仮議長	仮議長一任との御意見がございますので、私から選考委員を指名させていただいてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
仮議長	それでは、選考委員につきましては、漁業者委員の中から今泉委員、平委員、永瀬委員、森田委員、学識経験者から川邊委員、以上5名をお願いをいたします。 選考委員の5名の方は、別室で御協議をお願いいたします。 なお、立会人として、海区事務局の根本主幹を立ち合わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。 選考の間暫時休議といたします。

— 休 議 —

[選考委員は総務委員会室に移動し、会長、会長代理の選考について協議]

仮議長	それでは、再開いたします。 選考委員の代表の方から選考結果を御報告願います。
川邊委員	選考委員会の結果を発表させていただきます。 会長には、今野委員、会長代理には、鈴木委員が選考されました。
仮議長	ありがとうございました。 ただ今、会長に今野委員、会長代理には鈴木委員との御報告がございましたが、そのとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
仮議長	それでは、会長に今野委員、会長代理に鈴木委員と決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。 会長が決まりましたので、仮議長の任を終わらせていただきます。 御協力ありがとうございました。
司 会	それでは、今野会長には、議長席へ御移動をお願いいたします。 会長と事務局で議事進行について打合せを行いたいと思いま

	すので、しばらくお待ちください。 なお、冒頭議長席と会長代理席ということで説明させていただきましたが、今回は移動なしで、そのままの席でお願いいたします。 次回からは議長、会長代理の席でお願いいたします。
--	--

[会長と事務局根本主幹、議長席で議事進行等について打合せ]

司 会	それでは、今野会長より就任のごあいさつをお願いいたします。
会 長	ただいま、福島海区漁業調整委員会の会長に御推薦いただきました今野でございます。 御承知のとおり、福島の沿岸漁業は、今年3月に試験操業が終了し、本格操業への移行段階に入りました。これからは、資源などを管理しながら、震災前のような水揚量の増大を目指していきたいと思います。 本格操業に向けては、漁業調整上の課題もあるかと思しますので、海区委員会としても、重要な役割を担うことになります。 県をはじめ、委員の皆様方の御支援と御協力について、よろしくお願い申し上げます。 簡単でございますが、就任のあいさつといたします。今後ともよろしくお願い申し上げます。
司 会	ありがとうございました。 これからの議事につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項に基づき、会長に議長をお願いいたします。

議案第2号 福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について

議 長	それでは、「議案第2号 福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (根本主幹)	「議案第2号 福島海区漁業調整委員会運営規程に基づく小委員会の設置について」説明いたします。資料の4ページをご覧ください。 これまで、福島海区漁業調整委員会には、隣県との入会漁業の調整を円滑に処理するために、茨城入会漁業調整小委員会及び宮城入会漁業調整小委員会が設置されてきましたので、第22期においても、設置を提案するものでございます。 この小委員会は、福島海区漁業調整委員会運営規程第8条第1項の規定に基づき設置するもので、同条第2項の規定に基づき会長が委員会の同意を得て指名する委員で組織され、さらに、同条第3項の規定に基づき委員の互選により委員長及び委員長代理をおくことになります。 設置する小委員会の名称は、これまでと同じく茨城入会漁業調

	整小委員会及び宮城入会漁業調整小委員会とし、付託事項は茨城県、宮城県との入会漁業の調整に関する事項でございます。 小委員会の任期は第22期の期間中となります。 その他としまして、両県海区との協議会等に関するものは、会長が主催します。 なお、茨城海区とは、茨城・福島連合海区協議会を2年毎に開催しており、今年度が開催予定となっております。 宮城海区とは、調整問題に触れない条件で、宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会を平成14年に再開し、現在に至っております。長年、交流会を継続することで、委員の間では良好な関係が築けていると考えております。昨年度は、新型コロナの感染拡大により、延期となっておりますが、本年度は、状況をみて宮城海区開催で実施する予定となっております。 小委員会の委員選任案については次の5ページをご覧ください。 本来であれば、会長、会長代理と相談した上で選任案を諮る必要があるのですが、先ほどまで会長、会長代理が決まっておりましたので、これまでの選任方針、つまり、基本的には委員の居住地域に応じて、いわき地区又は、この近隣であれば茨城入会に、相双地区又はこの近隣であれば宮城入会に所属して頂き、また、茨城入会に関しては宮城入会の実務者にも所属して頂く。また、会長には両方の小委員会に所属して頂く。という方針に従い、事務局で作成した案でございます。 なお、表の下欄には会長枠と記載しておりますが、ただ今、今野委員が会長に選任されましたので、それぞれの小委員会の会長枠はなしとなります。 したがって、茨城入会の委員案は、今泉委員、狩野委員、今野委員、永瀬委員、吉田康男委員、渡邊登委員、川邊委員、久保木委員、鈴木委員、宮下委員の10名、宮城入会については、狩野委員、今野委員、平委員、森田委員、山下委員、渡邊登委員、鈴木委員、渡邊千夏子委員、吉田数博委員の9名という案でございます。 以上が、小委員会設置と各小委員会の委員選任案についての説明です。
議長	続きまして、知事部局から入会漁業の概要について説明をお願いします。
水野課長	水産課の水野でございます。入会漁業の概要について、御説明申し上げます。 資料の6ページを御覧ください。本県と茨城県、宮城県との間には、漁業者等が協定等を締結し、知事が許可する漁業について、入会を実施しておりました。 震災後は、本県の沿岸漁業は操業を自粛しておりましたので、これまで、茨城県、宮城県と入会の操業実態はございませんでした。

	たが、本年３月末をもって、試験操業が終了し、今後、入会について隣県と協議を開始することとなっておりますので、今後は、小委員会が重要な役割を担うことと思われます。 これまでの、両県との入会状況について御説明いたします。 まず、１の茨城県との入会については、震災以降も両県の協議が継続され、直近では令和元年７月に、中型まき網漁業等７つの漁業で相互入会が合意され、相手県で操業できる許可も有しております。 しかし、これまでは、本県の沿岸漁業は操業を自粛していたため、許可はなされていますが相互入会の実態はございませんでした。 次に、２の宮城県との入会について御説明します。茨城県との入会とは異なり、福島県から宮城県への一方的な入漁で、宮城県から福島県の漁場を利用する漁船はございませんでした。内容ですが、仙台湾での固定式さし網漁業について、相馬双葉漁業協同組合が宮城県の漁業者団体と入漁協定を締結いたしまして、その協定に基づいた操業を行っておりました。８ページの真ん中に三角形の網掛けの水域がありますが、この水域で固定式さし網を福島県の船が行っておりました。震災前、本県から宮城県に対しまして、操業区域の拡大、許可隻数の増大を要望しておりましたが、なかなか宮城県のガードが固く、進展がない状態が続いておりました。 また、資料の（２）についてであります、「流し網」、「はえなわ」、「はもどう」漁業については、従来から宮城海区漁業調整委員会指示による届出漁業となっておりますが、本県漁業者は無届けで操業を行ってきました。 しかし、固定式さし網漁業の知事許可漁業への移行に伴いまして、操業実態、実績を明らかにするため平成１５年度から届出書を提出しておりますが、仙台湾での固定式さし網の円滑な操業に支障があるとの理由で全て返送されているという状況にあります。なお、平成２３年以降は、原発事故の操業自粛に合わせ届出は行っておりません。 以上のように、茨城県とは相互入会なので、協議も比較的スムーズに進み、震災後も操業実態はないものの、許可を発出しています。しかし、宮城県仙台湾の入会については、福島からの一方的な入会でしたので、操業区域の拡大、許可隻数の増加等について、福島県側の要望が受け入れられない状況が続いていました。入会については、漁業者間の調整・協定が前提となりますが、今後の協議状況を注視しながら、県、海区委員会ともそれぞれの立場で、茨城、宮城入会の支援をして参りたいと思います。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただ今の事務局、知事部局からの説明に対して、御質疑はあり

	ませんか。
川邊委員	宮城海区のほうで福島から宮城県の一方向的な入会をずっとやってこられて、これから操業区域の拡大を受入れていただきたいというお話だったんですけど、一方向的だったものを拡大ってなかなか難しいのではないかなと思うのですが、拡大を受け入れていただくような決め手っていうのは、あるものなののでしょうか。
水野課長	今、川邊委員のほうから、大変難しい質問いただいておりますが、基本的には、元々、福島県側といたしましては、固定式刺し網漁業が許可制度に移行する以前から操業していたというところも踏まえて、当然、操業を拡大するというところで、お願いしていくという状況でございます。 一方、宮城県では、当然それを拒む方向でございますので、なかなか材料としては乏しいと考えてございます。 ただ、今後につきましては、福島県が非常に困難な状況になっているところに理解していただくとか、それからお互いに、コウナゴ漁業の状況が悪くなっていることを踏まえて、漁業の状況について変えていこうというような機運があれば、そうした中で協議が出来ないかと考えております。 それから、3月に入会協議の再開を漁業関係のほうで決めていただいて、県に要望をいただいたところでございます。今後、漁業者間の協議でどのような反応が出てくるかを踏まえた上で、県と県の協議のほうを進めてまいりたいと考えてございます。 よろしいですか。
川邊委員	はい。
議 長	他に質疑がなければ、まずは、小委員会の設置について採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	議案第2号のうち、「小委員会の設置について」、御賛成の委員の挙手を求めます。
各委員	(挙手総員)
議 長	全員賛成ですので、「小委員会委員」は資料5ページのとおり決定いたします。 それでは、各小委員会に分かれて、委員長とその代理を決めていただきたいと思いますので、ここで、暫時休議といたします。
— 休 議 — [各小委員会に分かれ、協議]	
議 長	それでは再開いたします。 各小委員会の代表から、委員長、委員長代理の報告をお願いします。 では、茨城入会の方からお願いします。

永瀬委員	茨城は、委員長を今泉委員に、委員長代理を私、永瀬に決定しました。
議 長	次に、宮城入会についてお願いします。
渡邊登委員	宮城は、委員長を今野委員に、委員長代理を私渡邊委員に決定しました。
議 長	それでは、茨城入会漁業調整小委員会、委員長が今泉委員、委員長代理が永瀬委員、宮城入会漁業調整小委員会、委員長が私今野、委員長代理が渡邊 登委員に決定しましたので、よろしく願いいたします。

議案第 3 号 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について

議 長	次に、「議案第 3 号 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (根本主幹)	「議案第 3 号 太平洋広域漁業調整委員会委員の互選について」御説明いたします。 資料の 9 ページを御覧ください。漁業調整委員会は、漁業法 134 条により、3 つの委員会が規定されておりますが、2 の広域漁業調整委員会の設置について御説明します。 広域漁業調整委員会は、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うため、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されております。海域毎に（１）～（３）の委員会があり、本県は、太平洋広域漁業調整委員会に委員を選出しております。 太平洋広域漁業調整委員会の委員構成は、３のとおりで、北海道から宮崎県までの各県海区委員会からの互選委員 18 名、大臣選任の漁業者代表委員 7 名、大臣選任の学識経験者 3 名で構成されております。 今回は、３の（１）である各海区漁業調整委員会の代表者となる委員を、福島海区漁業調整委員会の中から互選していただきます。 機能等は省略させていただき、直近の議題について説明いたします。５に令和 2 年度の議題を記載しております。年 3 回開催されており、キンメダイやクロマグロ、イカナゴに関する委員会指示や広域魚種の資源管理について協議されました。 最後に、10 ページの 6 をご覧下さい。本日、互選いただく太平洋広域漁業調整委員会委員の任期は、前任者の残任期間となり、令和 3 年 9 月 30 日までとなります。次期委員については、国からの照会が来ておりませんので、改めて互選していただくことになります。 以上で説明を終わります。

議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、御推薦をお願いします。
川邊委員	沖合漁業も含めて、広域漁業に精通している鈴木委員が適任と 思われますので、鈴木委員を推薦したいと思います。
議 長	それでは、鈴木委員を太平洋広域漁業調整委員会委員に選任す ることで御異議はございませんか。
各委員	(「はい」 との声あり)
議 長	それでは、鈴木委員を太平洋広域漁業調整委員会委員に選任す ることを決定いたします。 鈴木委員、よろしくお願いします。

議案第 4 号 福島県水産振興審議会委員候補者の推薦について

議 長	次に、「議案第 4 号 福島県水産業振興審議会委員候補者の推 薦について」を議題といたします。知事部局から説明をお願いし ます。
水野課長	それでは、知事部局から御説明申し上げます。 1 2 ページをご覧ください。福島県水産業振興審議会は、「附 属機関の設置に関する条例」に基づきまして、知事の附属機関と して設置されております。水産業振興計画の樹立あるいは計画の 実行など、水産業に関する重要事項を調査審議することと定めら れています。 1 3 ページをご覧ください。委員の構成ですが、「福島県水産 業振興審議会規則」に基づきまして、市町村長、水産業関係団体 の役職員、海区漁業調整委員会の委員、漁村の青年婦人組織の代 表者、学識経験者、合計 1 5 名の委員で構成されておりました、 任期は 2 年間となっております。 1 5 ページをご覧ください。こちらが現在の委員名簿でござい ます。 3 号委員である海区漁業調整委員会からは、鈴木延枝さんにお 願いをしておりましたが、1 6 ページのとおり、海区委員の御退 任と合わせて、3 月 3 1 日をもって任期満了となりましたので、 後任の委員として候補者の推薦を依頼するものでございます。 参考まで、別途お配りしました資料に、これまでの 3 号委員に 就任いただいた皆様についてお示ししております。 なお、任期は前任者の残任期間となる令和 3 年 1 0 月 3 1 日ま でとなります。 御審議よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、御推薦をお願いします。
久保木委員	前任者の鈴木延枝委員と同じく、弁護士の宮下委員が適任と思

	われますので、宮下委員を推薦したいと思います。
議 長	宮下委員が適任との御意見がありましたが、宮下委員は、本日欠席されております。御本人の意向確認について如何しますか、事務局お願いします。
事務局 (根本次長)	本委員会への出席確認の際に、本日欠席されている方につきましては、審議会の委員へ推薦された場合の意向を確認しております。宮下委員におかれましては、推薦された場合には委員への就任について了承を得ております。
議 長	他に御意見はありませんか。 宮下委員を福島県水産業振興審議会委員に推薦することで御異議はございませんか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	全員賛成ですので、「議案第４号 福島県水産業振興審議会委員候補者の推薦について」は、宮下委員を推薦いたします。
議案第５号 福島県資源管理方針の変更について（諮問）	
議 長	「福島県資源管理方針の変更について」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。
水野課長	議案第５号について説明いたします。 資料の１７ページをお開きください。 ４月１５日付けで貴委員会に諮問しました文書の写しでございます。 １ページを飛ばして、資料の１９ページをご覧ください。 まず、福島県資源管理方針について、御説明いたします。 資源管理方針は、令和２年１２月１日に施行した漁業法第１４条に基づき、都道府県において資源管理を行うため、「特定水産資源」ごとに、資源管理の基本的事項や、管理区分、漁獲可能量や管理手法など、資源管理の方針を定めるものです。 原則として、国の資源管理基本方針に準拠しており、令和２年１２月１日付けで制定いたしました。 資料の破線囲みをご覧ください。 資源管理を行う「特定水産資源」についてでございますが、国及び県における重要種で、漁獲量の制限を設けている魚種、になります。 現在は、くろまぐろ、さんま、まあじ、まいわし、さば類、するめいか、ずわいがに、の８魚種が指定されています。 漁業者の皆様には、特定水産資源の漁獲量を報告する義務が課せられておりますが、本方針に基づき資源管理を行う方については、漁業共済制度の掛金補助など、所得補償制度等の支援が受けられるものでございます。 １ページ戻りまして、資料の１８ページをご覧ください。

今回の変更につきまして、説明いたします。

1の概要、でございますが、特定水産資源のうち「まさば及びごまさば」について、国から県に漁獲可能量の配分が示される見込みになったことから、資源管理方針に新たに魚種を追加する、という変更でございます。管理対象期間は、3の策定必要性の1行目、7月から来年6月まで、でございます。

4の策定の内容、でございますが、資源管理方針に、「まさば及びごまさば太平洋系群」を別紙1－5として新たに追加したい、と考えております。

そのうえで、議案第6号で諮問しておりますが、配分する数量を、大臣が配分を予定している、「まさば及びごまさば太平洋系群 現行水準」とするものでございます。「現行水準」というのは、過去の実績に基づき、都道府県全体の漁獲量に占める数量が相対的に少ない県については、トン数の数値配分ではなく、「現状並み」を大幅に超えることの無いよう、管理するものでございます。

5のカッコ書き、今後の予定でございますが、本日の諮問の後、5月上旬に、農林水産大臣から漁獲可能量の正式な通知がありますので、知事管理分の漁獲可能量を定める旨の大臣協議を行い、5月下旬に大臣承認、6月末までに公表、を予定しております。

なお、※印にありますとおり、5月上旬予定の大臣からの漁獲可能量の通知が、「現行水準」とは異なる配分となった場合は、次回の委員会にて改めて諮問いたします。

資料20ページをご覧ください。

福島県資源管理方針の新旧対照表でございます。

変更点は下線部のとおりで、方針の本文に変更はございません。

中ほどの、別紙「1－5」として、まさば及びごまさば太平洋系群の追加をいたします。

記載の内容につきましては、すでに策定済みの、まいわし、まあじに準じた記載となっております。

21ページをご覧ください。「② 対象とする漁業」は、震災前にさば類を採捕していた知事許可漁業である、小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業に加え、釣りなどその他の漁業を含めるため「採捕する全ての漁業」としております。

「(2) 漁獲量の管理の手法等」につきましては、大臣配分を踏まえ、「現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理」とし、その方法については22ページの1行目、「漁獲努力量による管理」とし、表に対象漁業の年間延べ隻日、を設定しております。

この努力量設定については、23ページをご覧下さい。

こちらの資料のとおり、それぞれの漁業について、震災前の許

	可件数と産地市場の稼働日数を用いて算出しました。つまり、震災前の最大値を「現行の水準」として整理したものでございます。 24ページから32ページまでは、資源管理方針全体の溶け込み版でございまして、25ページのとおり、さば類の管理期間が開始する、令和3年7月1日の施行としております。なお、施行日までの間、国の指示等による軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。御審議のほど、宜しく申し上げます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 令和3年4月15日付けで知事から諮問のありました「福島県資源管理方針の変更について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり発動することに決定されました。
議案第6号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）	
議 長	「特定水産資源の漁獲可能量について」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。
水野課長	議案第6号について説明いたします。 33ページをご覧ください。こちらが諮問文でございます。 議案第5号で説明いたしました、特定水産資源である「まさば及びごまさば」の、令和3年7月1日から翌年6月30日までの令和3管理年度について、漁業法第15条第1項第2号に基づき、農林水産大臣が各県への当初配分数量を定めますが、知事は、漁業法第16条第1項に基づき、この範囲内において、知事が策定する福島県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定めるものです。 34ページをご覧下さい。 令和3管理年度における、「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量は、「現行水準」としております。 この数量は、農林水産大臣が各都道府県の配分数量を定める際、過去3カ年の知事管理漁業による水揚げ数量の平均値を勘案して定められます。福島県においては、操業自粛が継続していることから、震災前の平成20年から22年の3カ年の平均値に基づき「現行水準」となったものです。

	「現行水準」とは、福島県資源管理方針に基づき、現状並みの漁獲努力量により管理を行うもので、具体的な数量は明示されませんが、過去の実績である、100トン以内を目安に管理を行うものです。 なお、農林水産大臣が定める当初配分数量については、5月上旬に開催予定の、国の水産政策審議会において、諮られる予定でございます。従いまして、今回の諮問と異なる配分数量で決定された場合は、改めて貴委員会に諮問することといたします。 説明は以上でございます。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 令和3年4月15日付けで知事から諮問のありました「特定水産資源の漁獲可能量について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第7号 沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件（諮問）	
議 長	「沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。
水野課長	議案第7号、沖合たこかご漁業の有効期間を短縮する件について、御説明いたします。 資料の35ページをお開きください。 知事より貴委員会に諮問いたしました諮問文の写しでございます。 資料の36ページをお開きください。 次の議案第8号で御説明いたします沖合たこかご漁業の許可の有効期間を福島県漁業調整規則第15条第1項の定めによる3年から、同条第2項により1年に短縮するため、貴委員会の意見を聞くものでございます。 対象としているたこ類やつぶ類につきましては、底びき網でも漁獲され、資源を減少させる懸念が大きいため、対象資源の動向を踏まえた弾力的な許可の発給を行うため、従来から有効期間を1年に短縮したいと考えております。 よろしくご審議方、お願いいたします。

議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 令和３年４月１５日付けで知事から諮問のありました「沖合たこかご漁業の許可の有効期間を短縮する件」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。

議案第８号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件（諮問）

議 長	「沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。
水野課長	「議案第８号 沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件」について、御説明いたします。 資料の３７ページ、諮問文でございます。 資料の３８ページをお開きください。 諮問の概要でございます。令和２年１２月１日に施行されました県漁業調整規則に基づきまして、知事許可については、３９ページの上の表、１の制限措置に示しました、漁業種類、操業区域など、従来の許可証に許可の内容とされていたものや許可または起業の認可を申請すべき船舶の数が、制限措置として定めることとされております。 また、許可をしようとするときは、この制限措置を定め、２の許可または起業の認可を申請すべき期間とともに公示することとされております。 さらに、許可または起業の認可を申請すべき船舶の数を上回る申請があった場合、許可する者を定めるための基準を定めることとされており、それが、次の４０ページの５、許可の基準でございます。 これらを定める場合には、知事は、海区漁業調整委員会の意見を聞くこととされていることから、今回、沖合たこかご漁業の許可の発給事務を進めるため、貴委員会に諮問するものでございます。

	３９ページをお開きください。公示する案でございます。 従来の許可の内容を踏襲した内容でございます。 許可すべき船舶の数については、２３隻としておりますが、これまで試験操業が継続されてきた中で、資源状況を評価しにくい状況であることから、震災前の３７隻を上限とし、少ない許可数とする考えのもと、実績船のうち着業希望のあった２３隻としたものでございます。 なお、公示の案につきましては、公示までの間に文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 令和３年４月１５日付けで知事から諮問のありました「沖合たこかご漁業の許可に係る制限措置の内容、申請すべき期間及び許可の基準を定める件」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。
議案第９号 小型定置漁業の制限措置の内容を定める件（諮問）	
議 長	「小型定置漁業の制限措置の内容を定める件」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。
水野課長	議案第９号、小型定置漁業の制限措置を定める件について御説明いたします。資料４１ページをお開きください。 貴委員会に諮問いたしました諮問文でございます。 資料の４１ページをお開きください。 この制限措置については、新たな許可の発給に向けての手続ではなく、３制限措置を定める必要性に記載したとおり、昨年１２月１日以前に許可された小型定置漁業の許可については、改正後の漁業法、漁業調整規則に基づく許可と見なされ有効でございますが、新たな規則で新たに定義された制限措置が明らかではないことから、従来の許可の内容どおり制限措置として定めるものでございます。 資料４３ページを御覧ください。

	公示の案でございますが、相馬双葉漁業協同組合に許可されている内容を制限措置として公示するものでございます。 なお、公示の案につきましては、公示までの間に文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。 説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 令和3年4月15日付けで知事から諮問のありました「小型定置漁業の制限措置の内容を定める件」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様の挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	全員賛成ですので、「異議なし」で答申することに決定されました。

(2) 報告事項

報告事項 ア 令和3年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について	
議 長	続きまして、報告事項に移ります。報告事項ア「令和3年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について」 事務局から説明願います。
事務局 (根本次長)	報告事項ア 令和3年度福島海区漁業調整委員会の行事予定について御説明いたします。 資料の44ページを御覧ください。 今年度の主な行事予定をお示ししております。委員の皆様に関連する行事を4月から順をおって御説明します。 4月は、本日の第1回福島海区漁業調整委員会です。 5月は、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が東京で予定されています。 6月は、上旬に、茨城入会に関する漁業調整小委員会、福島・茨城連合海区協議会、中旬に第2回の海区漁業調整委員会が予定されています。 10月は、全国海区漁業調整委員会連合会の東日本ブロック会議が東京都開催で予定されています。また、第3回の海区漁業調整委員会が予定されています。 11月は、宮城・福島両県海区漁業調整委員交流会を予定しておりますが、今年については、これから宮城海区と時期等も含めて調整いたしますので仮の予定です。次に太平洋広域漁業調整委

	員会が東京都で開催予定となっております。 1月は、第4回の海区漁業調整委員会、3月は太平洋広域漁業調整委員会が予定されております。 なお、海区漁業調整委員会については、現在のところ年4回の開催予定ですが、場合によっては、開催時期、回数、議題の変更、追加がございますので、その都度委員の皆様にお知らせし、調整いたしますのでよろしくお願いいたします。 以上、報告を終わります。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
報告事項 イ 第34回太平洋広域漁業調整委員会の結果について	
議 長	続きまして、報告事項イ「第34回太平洋広域漁業調整委員会の結果について」 事務局から説明願います。
事務局 (根本次長)	報告事項 イ 第34回太平洋広域漁業調整委員会の結果について御報告いたします。 資料の45ページを御覧ください。 本委員会は令和3年3月16日にWEB会議として開催されました。福島海区からは、松野委員が出席予定でしたが、諸事情により欠席となっております。事務局からは私が傍聴いたしました。 議題は、大きく二つあり(1)の太平洋南部のキンメダイに関する委員会指示、(2)の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示です。(3)のその他では、沿岸クロマグロ漁業の承認の一斉更新、新たな資源管理、資源管理関係予算について説明がありました。これらの内、本県に関連性の強いものをご説明いたします。 資料の47ページをご覧ください。 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示ですが、御承知のとおり、クロマグロについては、国際的な資源管理に基づき、全国の沿岸漁業、沖合漁業において、非常に厳しい漁獲枠が設定されております。一方で、漁獲枠が一杯になるまでは、遊漁者は自由に採捕できる状態にあったことから、遊漁者も含めた資源管理を求める要望が漁業者から上がっておりました。これを受けて、広域漁業調整委員会の事務局である国から、遊漁者の資源管理に関連する委員会指示が提案されました。 内容としましては、体重30kg未満の小型魚については採捕の禁止、30kg以上の大型魚については、採捕した場合に報告することとなっております。採決の結果、指示が発動されることとなり

	ましたが、周知期間が必要なことから指示の有効期間は令和３年６月１日以降となっております。 次に、資料５７ページをご覧ください。 その他の項目ですが、国から今後の資源管理のロードマップ等について説明がありました。国は、今後、資源評価対象種を増やして、MSY すなわち、最大持続生産量を目標とした資源管理を行っていくとの説明がありました。簡単ですが、以上で報告を終わります。
議長	ただ今の説明に対して、御質疑はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
７ 閉会	
議長	以上で、当初予定された議題は終了いたしました。 それでは、これをもちまして、第２２期第１回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。 長時間にわたり、皆さま、お疲れ様でした。

令和3年4月15日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長 : 今野智光 

議事録署名人 : 今泉浩一 

議事録署名人 : 狩野一男 

